

犯罪被害者等は、
さまざまな不安や困難に直面します。

行政、NPO、ボランティア等が
次のような支援施策・窓口で支援します。

犯罪被害者等のための相談窓口

♥ わからない！

- 被害に遭って、何を、どうしていいのかわからない。不安
- 被害に遭った現実を受け入れられない。他人事のように感じられる。何があったか、わからない。

- まず、総合相談窓口へ御相談ください。
お話を伺い、相談者が必要とする窓口を御案内します。

▶相談窓口①、②(右のページを御覧ください。)

♥ 手伝って！

- 病院へ行きたいが、一人では行けない。
- 警察の事情聴取を受けることになった、裁判に出廷することになった、裁判を傍聴したい、しかし、行ったことがなく、不安

- ボランティアが警察、裁判所、病院へ付き添い、同行できる場合があります。

▶相談窓口②、③

♥ 助けて！

- 犯罪被害のために働けなくなった、収入の途が途絶えた、医療費を払えない。

- 資金の借入れができる場合があります。▶相談窓口②
- 犯罪被害者等給付金が支給される場合があります。▶相談窓口③
- お住まいの区役所の福祉・保健・医療窓口を御案内します。

▶相談窓口①、各区役所

♥ 許せない！

- 加害者が憎い、許せない、告訴・告発して、罪を償わせたい。
- 慰謝料(損害賠償金)を支払ってもらいたい。

- 告訴、告発は、被害に遭った場所の警察署や検察庁へします。
- 損害賠償請求については、まず弁護士に相談することが得策です。一定の条件のもとに、無料弁護士相談、費用の立替等の制度を利用できます。

▶相談窓口①～⑤

♥ つらい！ 苦しい！

- 眠れない、何もする気になれない。
- 被害に遭ったことが忘れられない、こころの「傷」を除けない。
- なんで、自分が?! なんで、自分なのか?!
- 自分を守れなかった… 家族を守れなかった…(無力感)
- あのとき、自分があしておけば、こんなことにはならなかったのに…(自責)
- 被害に遭った自分なんて…(無価値感)

- こころの傷を癒すには、相応の時間が必要であること、責められるべきは、加害者であって、被害者ではないことがわかるように、カウンセリング、専門医への受診、同じ思いをした被害者団体への加入等を御案内します。

▶相談窓口①～③、被害者団体、自助グループ等

① 横浜市犯罪被害者相談室

☎045-671-3117 月～金：9時～17時

- 横浜市が開設した総合相談窓口
- 各区役所と連携し、福祉・保健・医療窓口を案内
- 専任の相談員が丁寧に対応

② かながわ犯罪被害者サポートステーション

☎045-311-4727 月～土：9時～17時

③ 神奈川被害者支援センター

☎045-311-4727 月～土：9時～17時

☎045-328-3725 月～金：10時～16時
(性被害専用ダイヤル)

④ 法テラス(日本司法支援センター)

☎0570-079714 月～金：9時～21時
(法テラスサポートダイヤル) 土：9時～17時

☎0503383-5360 月～金：9時～17時
(法テラス神奈川)

⑤ 横浜弁護士会犯罪被害者支援センター

☎045-211-7724 火・金：13時～16時

《児童虐待に気づいた場合》

虐待されている児童は、自分から被害を届け出ることができません。周囲の大人が虐待のサインを的確にキャッチし、対応することが不可欠です。

児童虐待に気づいた場合は、よこはま子どもホットラインへの相談・通告をお願いします。

よこはま子ども虐待ホットライン ☎0120-805-240

(24時間・365日お受けしています。)

